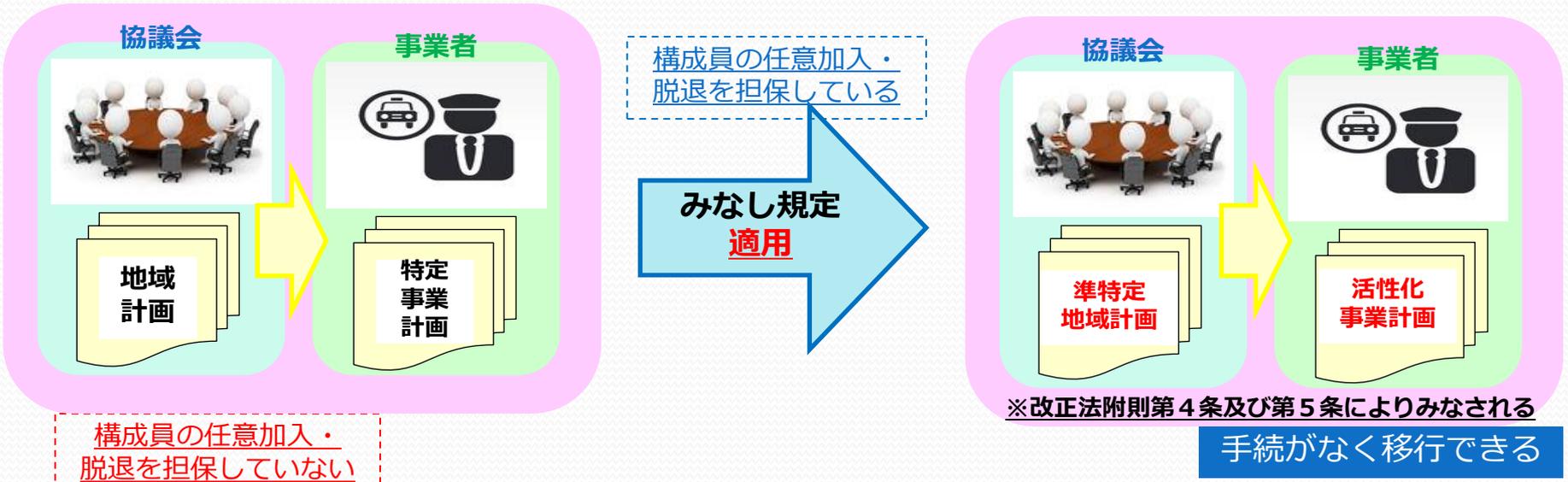




《 参 考 资 料 》

協議会の移行について

改正法施行前の特定地域において組織されている協議会については、改正法附則第3条の規定により、改正法第8条第3項（構成員の任意加入・脱退規定）に適合しているもの限り、同条第1項の規定により組織された協議会としてみなされることとなるため、改正法施行前までに協議会の設置要綱を改正し、構成員の加入脱退の任意性を担保することが必要。
東京の各タクシー協議会では、改正法施行前の1月24日に設置要綱の改正を行う。



構成員の任意加入・脱退を担保していない

みなし規定適用なし



- みなし協議会とされない場合においては、以下の手続きが生じることとなる。
- ①協議会の設置
 - ②準特定地域計画の作成
 - ③活性化事業計画の作成・認定

結果、かなりの負担となる

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特措法

- 原 則
- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増 車：届出制
 - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増 車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）



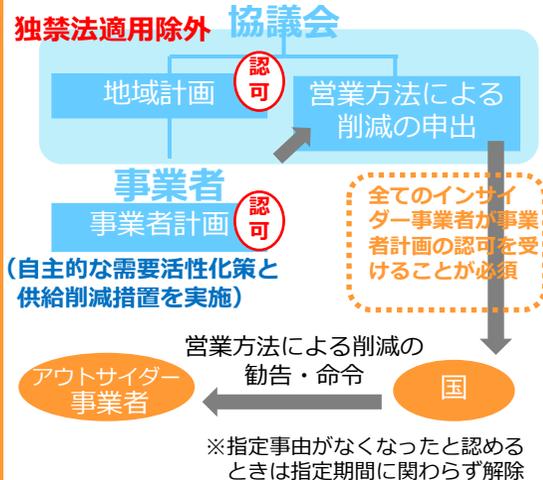
※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

旧 新

- 原 則
- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増 車：届出制
 - ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定・運審諮問）

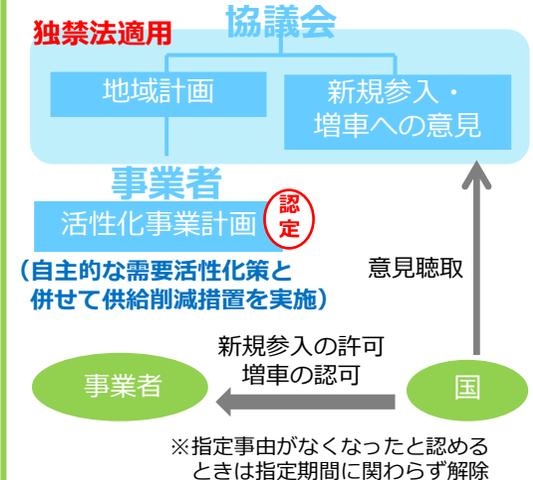
- ◆ 新規参入・増車：禁止 期間3年
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増 車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

タク特法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

道路運送法

全国	指定地域 (告示で指定)	特定指定地域 (告示で指定)
登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕	登録制 〔試験〕

- ◆ 過労運転防止措置の義務付け
過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ
- ◆ 事業者に対する適正化事業の実施
貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

特定地域と準特定地域において講じられる措置

特定地域

準特定地域

任意

協議会設置

任意

認可制（2/3以上の同意要件あり）

特定地域計画

協議会が作成する
地域計画

認可・認定なし（1/2以上の同意要件あり）

準特定地域計画

必須記載事項

供給輸送力の削減に関する事項

必須記載事項

活性化事業に関する事項

任意記載事項

活性化措置に関する事項

認可制（実施命令制度あり）

事業者計画

事業者が作成する
計画

任意（認定申請可・認定を受けた場合には
実施勧告制度あり）

活性化事業計画

必須記載事項

供給輸送力の削減に関する事項

活性化措置に関する事項

（特定地域計画において実施主体とされた事業者のみ）

必須記載事項

準特定地域に規定された活性化事業に関する事項

あり

独禁法適用除外

なし

あり

アウトサイダー事業者への営
業方法の制限勧告・命令

なし

禁止

新規参入

許可制

※供給過剰とならないかどうかの基準を追加

禁止

増車等

届出制→認可制

※供給過剰とならないかどうか、収入状況・
法令遵守の状況等の基準を追加

あり

公定幅運賃

あり（特定地域と同じ）

協議会ガイドラインのイメージ①（案）

協議会の構成員（案）

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

1. ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
2. タクシー事業者等（社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
3. 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
4. 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
5. 鉄道事業者、バス事業者等（○○株式会社）
6. 学識経験者（○○大学教授○○）
7. ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
8. ○○都道府県公安委員会
9. （その他協議会が必要と認める者を列記）

特定地域計画に記載する供給削減パターン例（案）

地域毎の実情に応じ、以下のいずれかのパターンを参考として、協議会の合意により柔軟に定めることができる。

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン1	最低保有車両数以上の事業者 X%減車		最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はY%相当の営業方法の制限
パターン2		全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限	
パターン3	○○○両以上の事業者 X%減車	○○両以上の事業者 Y%減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限
パターン4	○○○両以上の事業者 X%減車	○○両以上の事業者 ○両の減車+ Y%営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限

注) 上記をベースとして現行特措法時の減車実績に応じ、減車又は営業方法の制限に係る割合を引き下げることができる。

協議会ガイドラインのイメージ②（案）

特定地域計画に関する合意の方法（案）

特定地域計画に関する合意の方法は、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

構
成
員

1. 関係地方公共団体の長が全て合意していること。
2. 計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 2 / 3 以上 であること。
3. 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
4. その他協議会の構成員が種別ごとに 2 / 3 以上 が合意していること。
5. 構成員のうち計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

大
手
事
業
者

- 計画の作成に合意した大規模タクシー事業者（保有車両台数〇〇両以上）が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 過半数 であること。

中
小
事
業
者

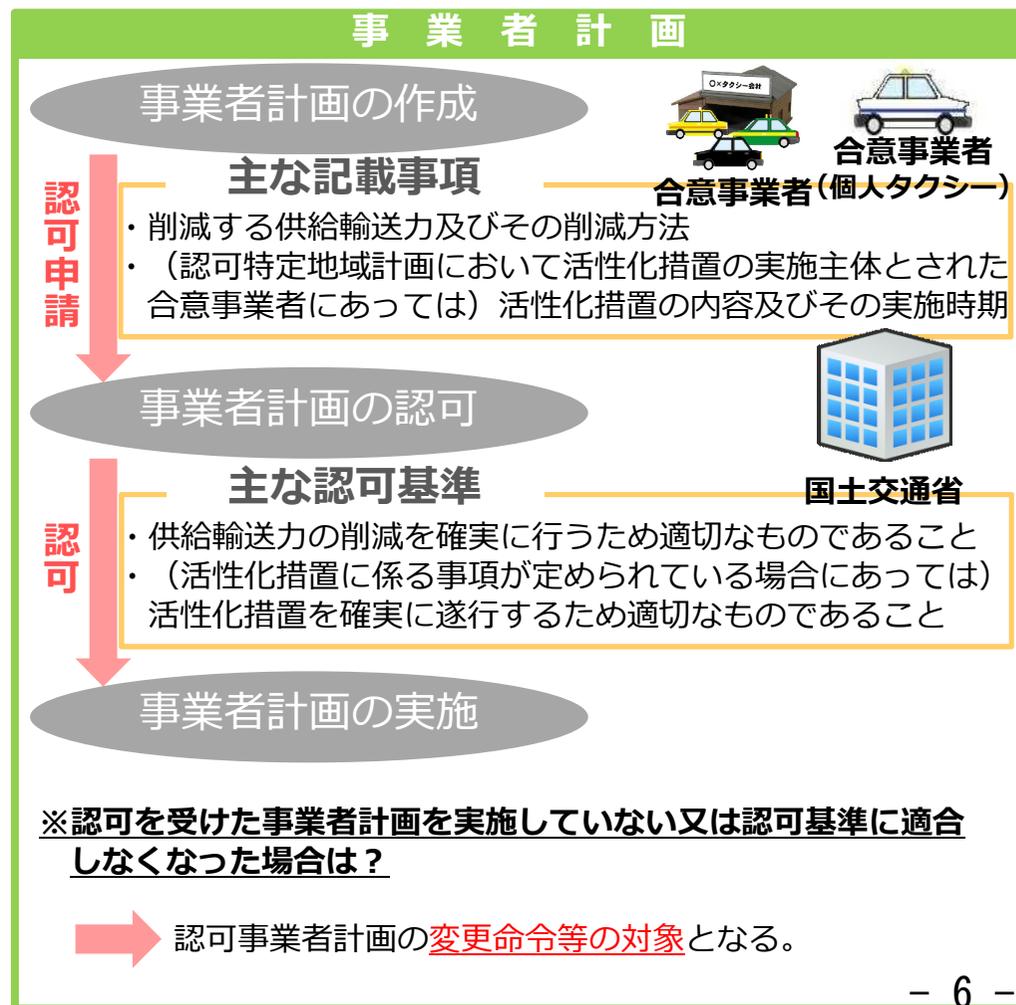
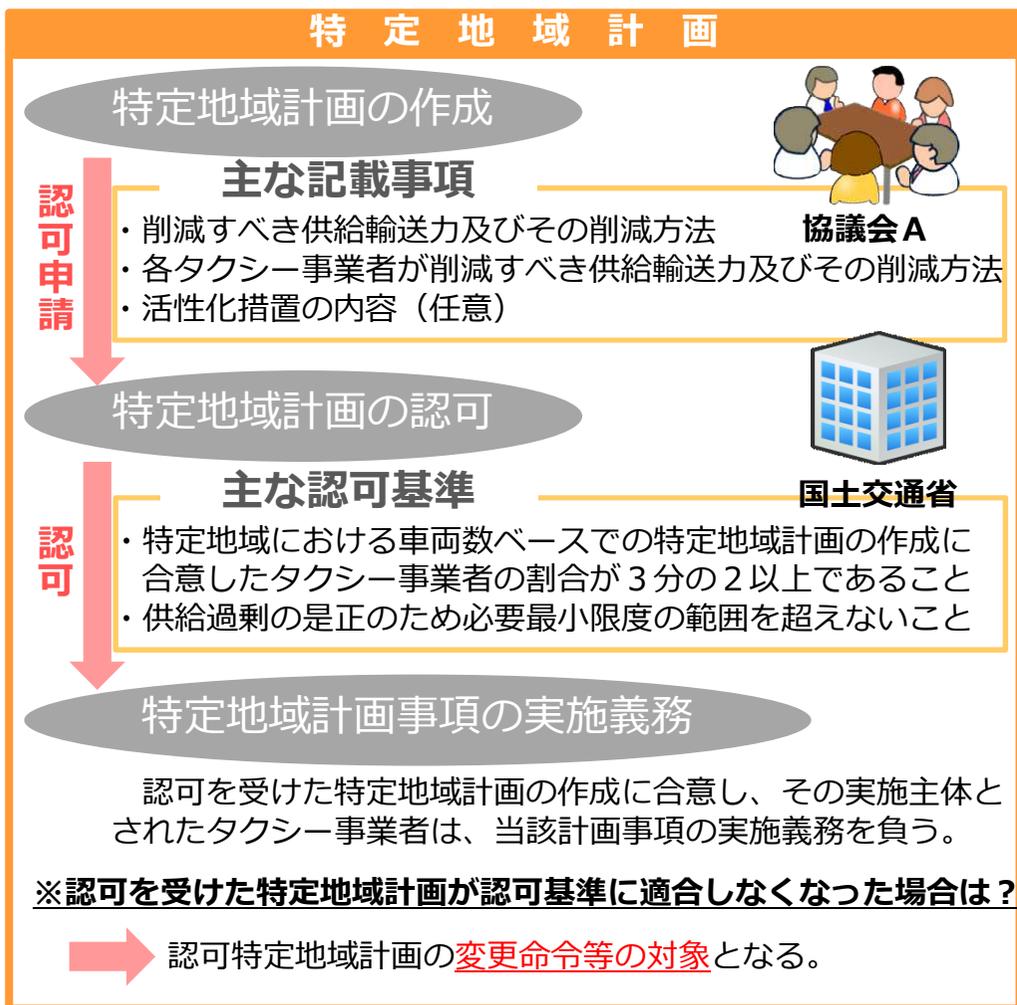
- 計画の作成に合意した中小規模タクシー事業者（保有車両台数〇〇両以下）が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 過半数 であること。

個
人
事
業
者

- 計画の作成に合意した個人タクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 過半数 であること。

特定地域計画・事業者計画について

- 供給過剰の解消を図り、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、**協議会**に対し、当該特定地域において削減すべき供給輸送力及びその方法を定めた「特定地域計画」の作成を義務づけ（特定地域計画には活性化を推進するための「活性化措置」に関する事項を定めることが可能）
- 特定地域計画の作成に合意した事業者**に対し、各合意事業者が削減すべき供給輸送力及びその方法を定めた「事業者計画」の作成を義務づけ
- 国土交通大臣の認可を受けた特定地域計画及び当該計画に基づいてする行為は、**独占禁止法の適用除外**



営業方法の制限による供給輸送力の削減勧告・命令について

勧告が発動される場合

形式要件

- ◆ 認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
- ◆ 認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき

実質要件

- ◆ 認可特定地域計画に合意した事業者以外の事業者の事業活動により、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されている事態が存する場合
- ◆ このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずると認めるとき

命令が発動される場合

形式要件

- ◆ 認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
- ◆ 認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき

実質要件

- ◆ 次のいずれかに該当する事態が存する場合
 - ① 認可特定地域計画に合意した事業者以外の者の事業活動により一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されていること
 - ② 認可特定地域計画に合意した事業者のみの供給輸送力の削減では、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進できないこと
- ◆ このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能の発揮に著しい支障が生ずると認めるとき

協議会

参加

特定地域計画

合意

事業者計画

認可

供給輸送力の削減

実施

不参加

不同意

無認可

未実施

不参加事業者

不同意事業者

事業者計画の認可を受けない事業者

供給輸送力の削減を実施しない事業者

勧告の対象

命令の対象

認可事業者計画の変更命令等の対象

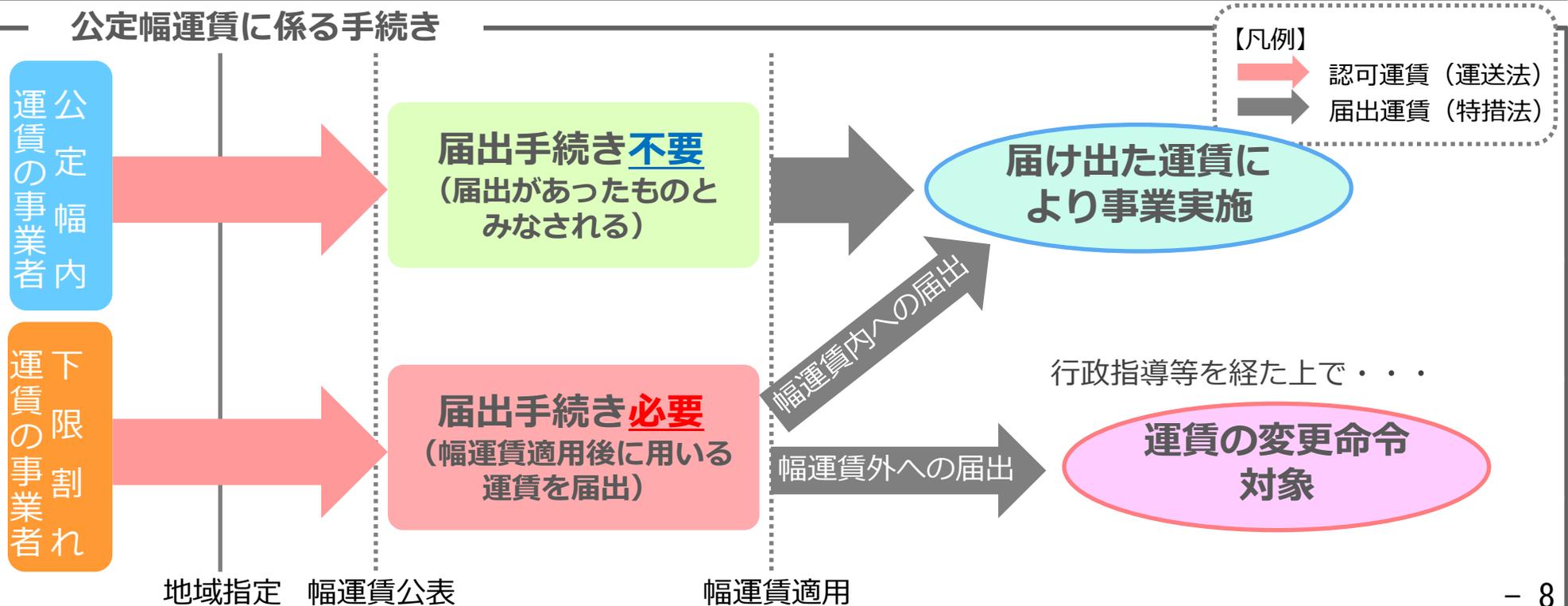
公定幅運賃制度について

- ・「公定幅運賃」の範囲は、地方運輸局長が、標準的な事業者のデータを基に算出し公表。
- ・「公定幅運賃」の範囲外である届出運賃は変更命令の対象。
- ・公定幅運賃制度の対象外となる運賃の認可に際しては、公定幅運賃制度との整合性を審査。

公定幅運賃の対象

- 基本運賃及びこれに準ずるものが対象。
- 総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となり、かつ、公定幅運賃の範囲内でない割引運賃は、事実上基本運賃に当たるため、運賃の変更命令の対象。
- 定額運賃については、公定幅運賃により算定。
- いわゆる都市型ハイヤーを除くハイヤーに係る公定幅運賃については、タクシーの公定幅運賃の下限以上という公定幅運賃を設定。

公定幅運賃に係る手続き



独占禁止法の適用関係について（通知文書に記載する内容）

法律の関係条文

通知文書に記載する内容

特

適用除外法

（特措法第8条の4第1項）
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律…の規定は、認可特定地域計画及び認可特定地域計画に基づいてする行為には、適用しない。

以下の行為は、**独占禁止法が適用されない。**
①認可特定地域計画に基づき、事業者が他の事業者と相談して、事業者計画を作成する行為
②認可事業者計画に基づき、事業者が減車等の供給輸送力の削減を実施する行為

定

な問題と上

—

協議会に参加する事業者が特定地域計画を策定するにあたって減車等の供給輸送力の削減等について協議を行う行為は、**独占禁止法上問題とならない。**

地

問題となる上

（特措法第8条の4第1項）
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
一 不公正な取引方法を用いるとき
二 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより旅客の利益を不当に害することとなるとき
三 第八条の六第四項の規定による公示があった後一月を経過したとき

以下の行為は、**独占禁止法上問題となる。**
①減車を行わない事業者に共通乗車券の利用を拒絶する行為
②過剰な減車を行うことにより、利用者を獲得しようとする事業者間の競争が実質的に制限された結果、例えば、深夜時間帯、特定の曜日などにおいてタクシーを利用することが著しく困難になる場合
③事業者が他の事業者と相談して、認可特定地域計画に基づく内容とは異なる減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為

域

準

な問題と上

（特措法第11条第3項）
活性化事業計画には、活性化事業と相まって…譲渡又は譲受け…合併または分割、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるもの（以下「事業再構築」という。）…を定めることができる。

事業者がその自主的な判断に基づき、単独で活性化事業計画を作成し、減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為は、**独占禁止法上問題とならない。**

定

と上問題

事業者が他の事業者と相談して、活性化事業計画を作成し、減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為は、**独占禁止法上問題となる。**

地域

公

な問題と上

（特措法第16条）
国土交通大臣は…協議会の意見を聴いて、…旅客の運賃…の範囲を指定し…公表しなければならない。

以下の行為は、**独占禁止法上問題とならない。**
①協議会として公定幅運賃に関する国土交通大臣への意見を取りまとめるために事業者が協議を行う行為
②事業者が他の事業者と相談・連絡をすることなく、運賃の届出をする行為

定

な問題と上

（特措法第16条の4第1項）
…一般乗用旅客自動車運送事業者は…旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

事業者が他の事業者と連絡を取り合い共同して運賃を決定し、届出をする行為は、**独占禁止法上問題となる。**

幅

と上問題

運賃

その他改正事項について

- ・ 運転者が他法令に違反した場合において、当該違反行為がタクシー事業者の責に帰すべき理由があるときは、安全確保命令を発動。
- ・ 特措法に基づく供給輸送力の削減対象から、福祉タクシー及び都市型ハイヤーを除外。

輸送の安全を確保するための措置等

運転者が道路交通法違反した場合に、当該行為を事業者が指示した場合



都市型ハイヤー等について供給輸送力の削減対象からの除外

特措法に基づく供給輸送力の対象

特措法に基づく供給輸送力の対象から次の事業及び車両を除外。

- ① 福祉タクシーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業及び専ら障害者等及びその付添人の運送の用に供する車両
- ② ハイヤーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業のうち、契約形態等に照らしてタクシー事業と著しく異なる形態で行われるもの（都市型ハイヤー）及び専ら当該事業の用に供する車両

タクシー業務適正化特別措置法の改正について

平成27年10月1日施行

- ・タクシーの運転者登録制度を全国に拡大する。
- ・指定地域における登録は、一定の経歴又は輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の合格を要件とし、指定地域以外の地域では、講習の受講のみで登録できることとする。

タクシー運転者登録制度の全国拡大

法人タクシーに対し、各地域ごとに設けられた原簿に登録を受けている者（登録運転者）以外の乗務禁止や登録タクシー運転者証の表示を義務づけるタクシー運転者登録制度を全国全ての地域において実施し、個人タクシーに対しては、個人タクシー事業者乗務証の表示を全国全ての地域において義務付け。

現在のタクシー運転者登録制度の対象（指定地域）

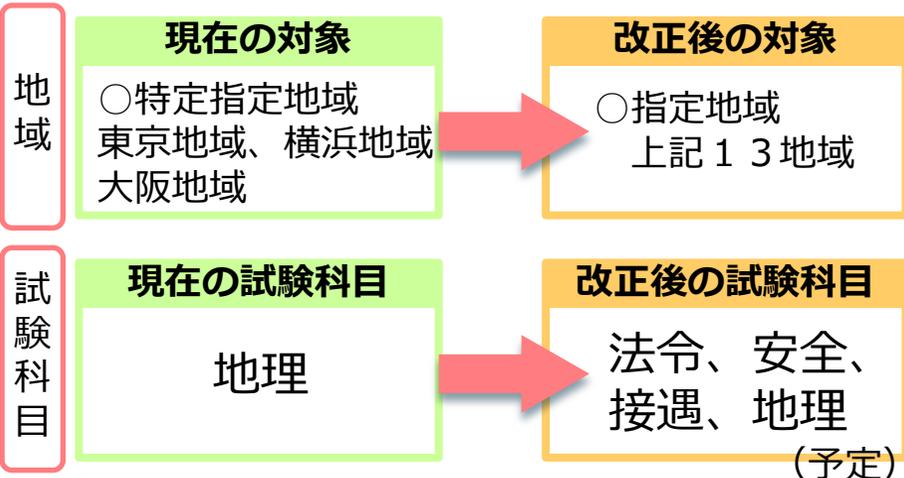
札幌地域、仙台地域、さいたま地域、千葉地域、東京地域、横浜地域、名古屋地域、京都地域、大阪地域、神戸地域、広島地域、北九州地域、福岡地域の13地域のみ

改正後においては…

全国において
実施

試験制度の見直し

試験制度について、試験を実施する地域及び試験科目を以下のとおり拡充する。



地域別の規制の適用

	運転者登録	講習	試験 運転経歴	適正化 機関	乗禁地区 指定
特定指定地域	○	○	○	○	○
指定地域	○	○	○ →	×	×
単位地域	○ →	○ →	×	×	×

…今回の法改正に伴い、新たな対応が必要な箇所

道路運送法の改正について

- ・ 運転者の過労運転防止のために、事業者に対して必要な措置を講ずることを法律上明確化。
- ・ 旅客自動車運送適正化事業を創設し、民間団体等による事業者への法令遵守に関する指導等を実施。

運転者の過労運転防止の明確化

輸送の安全確保のために運転者の過労運転防止は極めて重要であることから、事業者が必要な措置を講ずることを明記。

旅客自動車運送適正化事業の創設

違法行為を防止するため、民間団体等による事業者への指導等を行う事業

- ・ 道路運送法第43条の2により、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とした一般社団法人又は一般財団法人を「旅客自動車運送適正化事業実施機関」に指定

民間団体等の
自主的な活動

輸送の安全阻害行為の防止、法令遵守に関する指導等を通じ、旅客自動車運送に関する秩序の確立を図る

国土交通省地方運輸局・運輸支局

- (道路運送法第94条ほか)
- 事業者に対する報告聴取
 - 事業者に対する立入検査・質問聴取
 - 法令違反を行った事業者に対する行政処分・改善指導

監査担当職員：342名（平成25年度）

適正化事業実施機関

- (道路運送法第43条の3)
- 法令遵守に関する事業者への指導
 - 無許可営業防止のための啓発活動
 - 事業の秩序確立に向けた啓発・広報活動
 - 旅客からの苦情の処理
 - 行政機関への報告

指定

連携

協力